

文化期金沢城二の丸再建工事期間中における 城門の通行規制に関する考察

- 『御造営方日並記』の内容分析から -

白 峰 旬

1. はじめに

文化期金沢城二の丸再建工事に関する諸問題を考える際、再建工事の造営奉行を務めた高畠厚定の公務日誌である『御造営方日並記』（金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵）¹⁾は、工事を統括した立場から再建工事関連の記載が詳細になされており、必要不可欠な史料であると言える。よって、『御造営方日並記』の内容を分析することによって、二の丸再建工事に関するプロセスのほか種々の問題を検討することができるが²⁾、本稿では、二の丸再建工事期間中における城門の通行規制に関する問題を扱うこととする。

そもそも、江戸時代の大名居城というのは平時であっても通行自由なフリースペースではなく、それぞれの城門には番所があり、その番所に門番が詰めて城門の通行者をチェックする体制をとっていた³⁾。ましてや、再建工事の場合、藩士以外に大工などの諸職人や日用が城内に入り込むことになったため、その出入り口である各城門の通行規制をおこなったであろうことは容易に想像できる。城内に不特定多数が入り込むこうした事態に造営方役所としてどのように対応したのか、という点を『御造営方日並記』の記載内容をもとに検討したい。

2. 各城門の通行規制（通行ルートの設定）

各城門の通行規制に関する実態を把握するために作成したものが表1である。表1を見ると、ヒト或いはモノが城門を通行する場合、事前に造営奉行が城代へ上申して許可を取っていることがわかる。表1における諸事例を見ると、造営奉行が城代へ上申した記事はあっても、その後許可されたかどうかについての記事がないため、上申の結果がわからない事例もある。また、造営奉行が上申して城代が許可した事例がある一方で、造営奉行が上申しても城代が却下した事例もあったことがわかる。

表1の各事例を総合して考えると、城外から城内へ入る主要ルートとして、尾坂口門 河北門を通るルート（以下、Aルートと仮称する）、西丁口門 土橋門 裏口門（以下、Bルートと仮称する）、金谷門（鼠多門） 松坂門（以下、Cルートと仮称する）の3つのルートを設定していたことがわかる（城内を移動する場合、上記のルートに該当するいずれかの門を通行するケースも含める）。表1では石川門から入る事例は多くないので、石川門から入るルートは主要ルートからははずれていたと思われる。

また、芥捨てのように城内から城外へ物資を出すルート（通行するのは日用）としては、甚右

衛門坂門 不明門(以下、Dルートと仮称する) 松坂門 鼠多門 金谷門(以下、Eルートと仮称する)の2つのルートが設定されていたことがわかる(図1参照)。

Aルートに関する事例としては、留書足軽が朝六つ時前に尾坂口門を通行しようとしたケース(文化6年〔1809〕9月4日条) 宗門奉行や与力などが二の丸へ行くため河北門を通行しようとしたケース(同年6月5日条) 改作奉行が河北門を通行しようとしたケース(同年6月21日条) 執筆等が越後屋敷(新丸)に行くために河北門を通行しようとしたケース(同年6月24日条) 絵師等が河北門を通行することを許可されたケース(同年12月朔日条) 絵師と門弟が12月1日より河北門を往来していたケース(同年12月18日条)などが該当する。

これらのケースについて、その通行者の身分に着目すると、絵師を除くといずれも加賀藩士であり、大工などの諸職人や日用は全く含まれていないことがわかる。絵師については、12月1日以前は石川門を往来していたので(同年12月18日条) 河北門の通行は却下されている(同年10月2日条)。つまり、石川門を通行する場合は河北門の通行は許可されず、河北門を通行する場合は石川門の通行が許可されなかったわけで、このため、石川門と河北門の両方を通行できるように、造営奉行から城代へ上申しているが(同年12月18日条) その結果として許可されたのか、或いは却下されたのか、については『御造営方日並記』には記載がないためわからない。

このように考えると、Aルートは原則として諸職人以外の藩士専用の通行ルートであったことがわかる。このようにAルートを藩士専用の通行ルートにした要因としては、Aルートはもともと大手ルートであり⁽⁴⁾、Aルートが通っている新丸は、越後屋敷や作事所など藩の関係機関が所在していたため藩士以外の通行を制限した、と考えられる。

なお、大衆免町の類焼人へ遣わす残木を尾坂口門から出すことを、城代は却下しているが(文化7年5月朔日条) これは大手ルートにあたるAルートから物資を出すことを許可しなかったためと推測される。

Bルートに関する事例としては、町方人夫12人が西丁口門を通行しようとしたケース(文化6年2月4日条) 作事奉行等の家来が土橋門を通行しようとしたケース(同年2月朔日条)

朝、大工が土橋門で1人ずつ門札のチェックを受けたケース(同年2月4日条) 作事奉行の従者が土橋門を通行しようとしたケース(同年2月7日・8日条) 上棟式当日、諸職人が土橋門を通行するように指示されたケース(同年2月23日条) 職人等が裏口門を通行しようとしたケース(文化7年3月4日条) 絵師や諸職人等が裏口門を通行しようとしたケース(同年3月5日条) 絵師とその弟子などが裏口門を通行することが許可されたケース(同年5月2日条)などが該当する。

Bルートについては、Aルートと異なり、通行者の身分を見ると、人夫・大工などの諸職人が多く、その意味では諸職人の通行ルートと考えてよさそう。二の丸が再建工事の中心的場所であったことを考慮すると、西丁口門 土橋門 裏口門と通行するBルートは二の丸へ入る最も順当なルートであり、二の丸で作業をする諸職人にBルートを通行させたことは至当な対応であったと思われる。また、諸職人には大手ルート(Aルート)を通行させない、という意図もあったのかも知れない。

絵師の通行については、Bルートの中で許可されたのは裏口門の通行のみであり(文化7年5月2日条) 土橋門の通行は却下されている(文化6年5月10日条)。そして、絵師に対して土橋門ではなく、河北門を通行するように造営奉行が指示しているので(同年5月12日条) 二の丸へ入るのは裏口門を通行するとしても、本来はAルートを通行させようとしたことがわかる。

Cルートは、昼夜往来する緊急時のルートであり(文化6年正月9日条) 城代から許可されている(同年正月21日条)。通行する門として金谷門と松坂門の名前しか記載されていないが、

上記の A ルート・B ルートと異なり、金谷御殿の方から玉泉院丸を通して二の丸へ入るルートであることから、金谷門と松坂門の間に位置する鼠多門も通行ルートに入っていたと考えられる。

D ルートと E ルートはともに芥捨ての際に日用が通行するルートであるが（文化 7 年 3 月 11 日・12 日条）城代に許可されたかどうかは『御造営方日並記』には記載がないのでわからない。E ルートは上記 C ルートと同じ門を通るが、C ルートが城へ入るルートであるのに対して、E ルートは城の外へ出るルートである点が異なる。D ルートと E ルートの通行が城代に許可されたとすると、芥捨ての D ルート・E ルートは、いわば正面ルートである上記 A ルート・B ルートと異なり、裏ルートにあたり、芥捨てに正面ルートを使用しない（つまり、正面ルートと裏ルートの使い分け）という点で興味深い。

以上のように、身分による通行ルートの設定（A ルート・B ルート）緊急ルートの設定（C ルート）芥捨てルートの設定（D ルート・E ルート）というように、それぞれの通行ルートを設定することは、換言すれば、通行させる城門をそれぞれ指定する、という意味であり、各城門の通行規制をおこなう結果になった。

3. 各城門の通行規制（門札の使用）

各城門の通行を規制する方法として、上述した各通行ルートの設定のほかに、諸職人などに対して門札を使用させたが、その関係記事をまとめたものが表 2 である。

表 2 を見ると、門札を使用した城門として、金谷門・松坂門・石川門・土橋門・作事所入口門・桐木門の名称が見えるが、基本的にはすべての城門を通行する際に門札を使用したと考えられる。

二の丸の再建工事に従事した諸職人など全員に門札を配布したとすると、門札の数は膨大なものになったと思われる。表 2 において、配布した門札の実数がわかるのは、町手合いの諸職人が門札 1000 枚を受け取ったというケースであるが（文化 6 年 11 月 5 日条）そのほかに絵師や藩士も門札を使用していたので（同年正月 8 日条、同年 10 月 13 日条）実際にはもっと多くの門札が配布されていたことになる。

このように門札の数は膨大であったためか、門札にはいくつかの種類があった。例えば、表 2 を見ると、「角之内制之字」の印札（文化 6 年 4 月 6 日条）「極ノ字札」（同年 4 月 9 日条）「角内副之字之分」（同年 10 月 18 日条）「通之字札」（同年 11 月 5 日条）などの記載があるので、それぞれ、「制」、「極」、「副」、「通」という字が書かれた（或いは刻印された）門札であったことがわかる。「制」の字の門札は棟梁大工が受け取り、「極」の字の門札は鍛冶が使用し、「副」の字の門札は作事所の諸職人が使用し、「通」の字の門札は町手合いの諸職人が使用しているので、それぞれの身分や所属によって、異なる種類の門札を使用していたことがわかる。これらの門札に書かれた（或いは刻印された）字は符号のようなもので、字そのものには意味がないと思われるが、或いは「通」の字は“通行”という意味かも知れない。

門札の更新については、作事所買手方与力などの門札の更新を造営奉行が城代に上申しているので（文化 6 年正月 8 日条）一定期間が過ぎると門札を更新したことがわかる。

門札の配布の仕方としては、棟梁大工 2 人が札才許より門札を受け取って諸職人に渡しているので（文化 6 年 4 月 6 日条）札才許が門札を管理・配布する役目を担っていたということになる。

表 2 を見ると、門札を紛失した事例が多いことがわかる。門札を紛失した場合の対応について

は、造営奉行から城代へ門札の紛失を通知して、札の取り替え(=新しい札の支給)をおこなった(文化6年2月4日条) 門札を落とした者が不明の場合は、翌日の朝に土橋門にて大工1人ずつの門札を調べた(同年2月4日条) 過料銀1枚の提出を命じて許した(同年4月6日条) 門札を落としたことがわかった場合は、歩横目・横目足軽が造営奉行に報告した(同年4月9日条) 門札の紛失を調べるために作事奉行全員と内作事奉行・作事所横目が予定外に出てきて深夜に退出した(同年10月18日条) 造営奉行から城代へ門札の紛失を通知して、代札(=新しい札)を渡すようにした(同年11月5日条) 門札を紛失したことがわかった翌日の朝は、諸職人は替札にて門を通行させた(同年12月朔日条) 紛失した門札の落し主がわからない場合は、棟梁が取り扱い不行き届きということで処罰された(同年12月朔日条) などのケースがある。

このように、門札の紛失というのは、造営奉行から城代へ報告するほど重大な事件であり、上記のように作事奉行全員が出てきて深夜まで調べることもあったが、翌日この門札を拾ったのが竹の間懸りの大工であったことを勘案すると、二の丸の作事現場で紛失したものと思われ、そのためにこうした大騒動になったのであろう。

上記のように、門札の落し主が不明の場合、翌朝、土橋門にて大工1人ずつの門札を調べたことは、大工1人1人が実際に門札を持っているのかどうかチェックしたことを意味しており、厳重なチェック体制を敷いていたことを示している。

表2を見るとわかるように、紛失した門札がのちに他人が拾ったりして出てくることもあった。

門札の紛失以外の事例としては、門札の又貸しが発覚したケースが2件あり、そのうち1件は処罰されているので(文化6年2月5日条、同年8月朔日条) 門札の不正使用は処罰対象になったことがわかる。

以上のように、二の丸再建工事期間中は城内に多くの諸職人が入り込んで作業をしたため、不審者の進入防止対策として個々に門札を渡して城門でチェックしたのである。

4. おわりに

本稿での検討により、文化期金沢城二の丸再建工事期間中における城門の通行規制については、通行ルートの設定と門札の使用という2つの対応が具体的に明らかになった。こうした対応がとられた背景には、文化期金沢城二の丸再建が文化5年から同7年までの足掛け3年という長期間にわたったことや、二の丸御殿の再建という大規模な工事であったため多数の諸職人が金沢城の中核の場所(二の丸)で作業をおこなった、ということにあると思われる。

上述のように、文化6年11月5日の時点で、町手合いの諸職人が門札1000枚を渡されたということは、町手合いの諸職人だけで1000人が働いていたことを示しており、そのほかに上述のように作事所の諸職人・鍛冶・大工などもいたので、1000人以上が作業に従事していたことは明らかである。

『御造営方日並記』文化7年4月21日条⁽⁵⁾には、作事奉行手合いで今回御祝いを頂戴した者として1799人の内訳が記されている。それを表にしたものが表3であるが、表3の中で人数の多い順に見ると、大工758人、木挽201人、屋根葺87人、表具師74人、棟梁67人、御造営棟梁48人、左官44人、建具師43人、板批37人、鍛冶30人、屋根棟梁27人、左官棟梁24人などというようになり、大工以外にも多くの諸職人が関係していたことがわかる。これらの多種にわたる諸職人が、上述のようにそれぞれの身分や所属によって異なる種類の門札を使用したので、門札は城門の通

行証という性格だけでなく、身分証としての性格も持っていたと考えられる。

通行ルートの設定について補足しておく、表1において、算用者等が松坂門の通行を2度申請して2度とも却下されたケースがあり(文化6年5月朔日条、5月11日条、6月朔日条)その却下の理由が藩主の移徙以後は(二の丸に)人が多くなるため、というものであった。申請に際しては、藩主の移徙以前と同様に松坂門を昼夜通行することを申請している、結果的には、藩主斉広の二の丸御殿移徙(文化6年4月26日)以前は松坂門の通行が許可されていたが、移徙以後は許可されなくなった、ということになる。このように、藩主の二の丸御殿への移徙によって、通行ルートの設定(この場合、松坂門を通行するので、上記Cルートに該当すると思われる)が変更されたケースもあった。

以上のように、文化期金沢城二の丸再建工事では1000人以上の諸職人が作業現場で働く、という労働環境の中、各城門の通行規制をどのようにおこなったのかが具体的に明らかになった意義は大きい。本稿で検討した視点はマクロ的に見た場合、城普請における労働統制という点にもつながるものであり、今後は単に城の普請・作事のプロセスを見るだけでなく、こうした視点からの分析も必要になるであろう。

[註]

『御造営方日並記』上巻 金沢城史料叢書1 (石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)、『御造営方日並記』下巻 金沢城史料叢書2 (同編集・発行、2005年)。

『金沢城研究』6号(石川県金沢城調査研究所、2008年)では、「特集 文化年間の二ノ丸御殿再建を探る」として、太田昌子「近世後期の城郭建築にみる障壁画と儀礼 - 文化度造営金沢城二ノ丸御殿の障壁画と年頭儀礼をめぐって - 」、拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察 - 『御造営方日並記』の内容分析から - 」、川口悟「文化期二ノ丸御殿再建にみる造営奉行と領民」の3本の論文が収録されているが、これらの論文はいずれも『御造営方日並記』の内容分析を中心とした研究成果である。

拙稿「江戸時代における大名居城の城門規定について」(『三重大史学』創刊号、三重大学人文学部考古学・日本史研究室、2001年)。

尾坂口門は金沢城の大手門にあたるが、『御造営方日並記』には尾坂口門を大手門と記載した事例は見られない。

前掲『御造営方日並記』下巻(279頁)。

[付記]

金沢城の城門の位置等については、木越隆三氏(石川県金沢城調査研究所副所長)より御教示をいただいた。この場を借りて深謝する次第である。

表1 城門通行一覧表 (『御造営方日並記』より)

年月日	通行者・通行物資	通行する門の名称	内容	上申・許可・処罰等	典拠
文化6年 正月8日	作事所買手方与力・ 作事所留書	金谷門・松坂門・石川門	門往来について(門札の)更新	城代へ上申	上 - 10頁
正月9日	作事所買手方与力3 人・作事所留書3人	金谷門・松坂門	急切(=切迫)の時の昼夜の往 来	城代へ上申	上 - 13頁
正月17日	-	橋爪門	橋爪門建上により22日より通行 止め	城代へ上申	上 - 33頁
正月20日	-	橋爪門	橋爪門建上により22日より通行 止め	役所へ来る人々へ指示	上 - 37頁
正月21日	作事所買手方与力・ 作事所留書	金谷門・松坂門	昼夜の往来	城代より許可	上 - 44頁
正月24日	-	橋爪門	橋爪門の毎日の往来	普請終了後は支障がない旨をそ れぞれへ指示	上 - 52頁
正月29日	彦四郎 新川郡無組 御扶持人十村沼保 (村)	西御門(石川門・河北門カ) 土橋門	黒部山伐出方御用について役所 へ呼び出すため通行させる	城代へ上申	上 - 62頁
2月1日	作事奉行等の家来	土橋門	門の往来	城代へ上申	上 - 71頁
2月4日	大工	土橋門	昨日門札を落とした者がいたた め、今朝、土橋門で1人ずつ門 札をチェックした	-	上 - 82頁
2月4日	町方人夫廻等12人	西丁口門	晴天より通る	作事奉行が紙面を提出(申請)	上 - 84頁
2月5日	越中屋長右衛門・能 登屋清助	門の具体的名称は不明	御門外をした(勝手に門から外 出した、という意味か?)	今日一日は無賃として申し渡し た	上 - 88頁
2月6日	土砂利・山粘土	尾坂口門	搬入	城代へ上申	上 - 144頁
2月6日	大勢の役小者	門の具体的名称は不明	正月11日に役小者が昼間御門外 へ大勢が出たことについて詮議	以後詮索するように指示	上 - 145頁
2月7日	作事奉行の供の者	土橋門	門の往来の願い	詮議するように城代より指示を 受ける	上 - 148頁
2月8日	作事所役人の従者	土橋門	門の往来	先年の造営の時は従者は松坂門 を通行したが、今回は土橋門通 行について上申した ^(注1)	上 - 150頁

2月10日	狩野友益・狩野墨川 (絵師)	門の具体的名称は不明	造営方役所へ出る時の門の往来	城代へ上申して許可された	上 - 130頁
2月11日	油屋左兵衛(日用)	門の具体的名称は不明	御門外をした	不届きなので町奉行へ預ける	上 - 109頁
2月12日	油屋佐兵衛(町方手 合い日用)	門の具体的名称は不明	みだりに御門外をした	不埒のことなので詳しく糾した うえで町会所の「格合」の通り に申し渡すことを町奉行へ指示 した	上 - 114頁
2月17日	富田屋吉郎兵衛(板 批)	門の具体的名称は不明	2月12日、御用中に御門外をし た	嚴重に申し入れて叱りおいた	上 - 128頁
2月20日	弓2張・根矢4本 (二の丸御殿の上棟 式に使用)	土橋門	2月24日の上棟式終了後に門か ら出す	作事奉行が紙面を提出(申請)	上 - 106頁
2月23日	作事所横目足軽、扶持 人石切、大工肝煎など 上記以外の諸職人	裏口門 土橋門 橋爪門	2月24日の上棟式拝見人の往来 する門 2月24日の上棟式拝見人の往来 する門	- -	上 - 154頁 上 - 154頁
2月26日	前田齊広(藩主)	鼠多門 唐門 広式門 二 の丸御殿 橋爪門 石川門	二の丸の作事丁場(二の丸御殿) の視察ルート	-	上 - 163頁
4月8日	前田齊広(藩主)	表門 石川門 橋爪門 二 の丸御殿	4月26日の移徙の予定ルート	-	上 - 219頁
5月1日	稲垣左兵衛(算用者) 等	松坂門	門の往来の願い	城代へ上申したが却下された (理由:藩主の移徙後は人が多 くなるため)	上 - 235頁
5月10日	狩野友益父子(絵師)	土橋門	門の往来の願い	城代へ上申したが却下された	上 - 259頁
5月11日	稲垣左兵衛(算用者) 等・留書(足軽)	松坂門	門の往来の願い(藩主の移徙以 前と同様に昼夜往来すること)	城代へ上申	上 - 261頁
5月12日	狩野友益等(絵師)	土橋門	門の往来	河北門の通行に差し支えがなけ れば、土橋門の通行を止めるよ うに狩野友益へ申し渡した	上 - 264頁
6月1日	稲垣左兵衛(算用者) 等	松坂門	門の往来の願い(藩主の移徙以 前と同様に門を通ること)	城代へ上申したが却下された	上 - 280頁

6月5日	宗門奉行・手先与力・留書足輕・小遣	河北門	門の往来	宗門役所より二の丸へ(行く際)宗門奉行・与力が小遣を連れて河北門を往来することは許可しても差し支えがない旨を城代へ上申	上 - 289頁
6月16日	棟梁共	尾坂口門	門より出る	棟梁共が朝出遅れ、尾坂口門より出た分は見受けにくいと大平儀右衛門(赤横目)が報告したので作事奉行へ以後のことを指示した	上 - 320頁
6月21日	沢崎寅吉(改作奉行 勝手方兼帯)	河合(北カ)門	門の往来(伐出し御用を命じられたので、この門を往来すること)	城代へ上申	上 - 331頁
6月24日	執筆等	河北門	門の往来(御席より越後屋敷に帳面を取りに遣わす時、この門を往来すること)	城代より許可されれば差し支えないと御用番方執筆に返答した	上 - 340頁
9月4日	永山勇助(留書足輕)	尾坂口門・西丁口門	今朝六つ時前、尾坂口門が通行できず、西丁口門へまわった	割場奉行へ問い合わせた	下 - 41頁
9月5日	石場の石	松坂門	搬入	城代へ上申	下 - 43頁
10月2日	岸駒(絵師)	河北門	門の往来	城代へ上申したが却下された	下 - 79頁
10月13日	森間材、村東旭、喜多北泉齋(絵師)	作事所入口門	役所へ出る時に無礼にて門を通ることの願い	許可(門番へ申し渡すように作事奉行へ指示)	下 - 104頁
12月1日	諸職人	門の具体的名称は不明	前日に棟梁が門札を紛失したため、今朝は替札にて門を通行することが差し支えないこと(門の往来)	小堀頼之(作事奉行加人)が報告した	下 - 131頁
12月1日	岸駒(絵師) 蒔	河北門	(門の往来)	許可(谷川鶯齋(絵師)をもって申し遣わした)	下 - 132頁
12月18日	岸尙(絵師)と岸駒(絵師)の門第3人	石川門・河北門	これまで石川門を往来していたが、12月1日より河北門を往来している。石川門の往来は止めていた。しかし、現在の旅宿は石川浦町の菅波屋幸助方なので石川門を往来して、かつまた役所へも呼び立てることもあるので、この2つの門ともに往来したい旨の願い	城代へ上申	下 - 164頁

文化7年 3月4日	職人等	裏口門	門の往来	明日、城代へ上申の予定	下 - 259頁
3月5日	狩野祐益(絵師)入狩 野墨川(絵師)入浦山 左佾(狩野祐益の弟 子)入造営方作事所懸 りの足輕・小者・誦職人	裏口門	門の往来	城代へ上申	下 - 259頁
3月11日	芥捨て日用共	甚右衛門坂門・不明門	門の往来	城代へ上申	下 - 268頁
3月12日	芥捨て(日用)	松坂門・鼠多門・金谷門	門の往来	城代へ上申	下 - 269頁
4月22日	大衆免町の類焼人へ 遣わす切木等、及び、 芥・木屑	尾坂口門	出すこと	城代へ上申	下 - 282頁
4月23日	芥	尾坂口門	持ち運ばせること	城代へ上申	下 - 285頁
5月1日	大衆免町の類焼人へ 遣わす残木	尾坂口門	門より出すこと	城代が却下した	下 - 297頁
5月2日	狩野祐益(絵師)父 子・竹内要感(定番御 歩)・浦山左佾(狩野 祐益の弟子)	裏口門	門の往来	城代より許可	下 - 300頁
6月14日	-	唐門	唐門建揚により6月15日より7 月10日頃まで通行止め	城代へ上申して許可された(作 事奉行・内作事奉行・歩横目へ申 し渡した)	下 - 363頁

上表の典拠欄における、「上・頁」、「下・頁」、「下・頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。
(注1) 先年の造営というのは、宝暦の大火(宝暦9年(1759))後の二の丸御殿の再建を指す、と考えられる。

表2 門札関係一覧表 (『御造営方日並記』より)

年月日	関係者	関係する門の名称	内容	結果・処罰等	典拠
文化6年 正月8日	作事所買手方与力・ 作事所留書	金谷門・松坂門・石川門	門札の更新	城代へ上申	上 - 10頁
正月12日	畝田村・大友村より 来た60人の木屑受け 取り人	門の具体的名称は不明	それぞれに木屑を渡す 等	内作事奉行へ指示	上 - 20頁
正月13日	戸水村23人、無量寺 村40人に木屑を渡す	門の具体的名称は不明	郡付足軽の嶋田平作を指し添え て木屑を出す 門札	内作事奉行へ指示	上 - 24頁
正月29日	田井村、西蚊ヶ爪 村、笠舞村、大河南 村、北間村の90人に 木屑を渡す	門の具体的名称は不明	郡足軽の山本源次が来てそれぞ れへ渡す 門通札	内作事奉行へ指示	上 - 62頁
2月4日	与四右衛門(測上村 源五郎組若杉村太兵 衛下人)	門の具体的名称は不明	昨日七つ時(午後4時頃)過ぎ に、芥捨てに出た際に門札を落 とした	昨日の夜前に城代へ通知し、札 の取替えのことを浅加中郷(造 営奉行兼作事奉行)・金谷建尚 (内作事奉行)が報告した	上 - 82頁
2月4日	大工	土橋門	昨日、門札を落とした者がある ので、今朝土橋門にて1人ずつ 札を調べた	大工が門に入ることが遅れるこ とについて今朝は例外であると 歩横目へ申し入れた	上 - 82頁
2月4日	入江村(30人) 間 明村(40人) 黒田 村(15人)の85人	門の具体的名称は不明	御郡方へ木屑を遣わす分の受け 取りに出てくる	門札のことについてそれぞれへ 例のごとく指示した	上 - 83頁
2月4日	茂平(御居間廻棟梁) が門札を拾う(門札 を落とした者は不 明) 門札の落とし 主は、前出の与四右 衛門か?	-	(昨日の)夜前に門札を落とし た者があり、今日、茂平が拾っ た	内作事奉行が報告	上 - 83頁
2月5日	小平(日用頭手合い 杖突)	門の具体的名称は不明	門札を他人に貸し渡した	-	上 - 88頁

2月9日	与四右衛門(若杉村の太兵衛の下人)	門の具体的名称は不明	先日、門札を落とした 分	その処	先日、門札を落としたが、(今は)門札もあるので許すべきかと作事奉行より城代へ上申したところ、許すように指示されたので、そのことを郡奉行へ申し遣わす予定であることを浅加中郷(造営奉行兼作事奉行)が報告した	上 - 136頁
2月11日	佐良村等10ヶ村の御郡方人足合計108人	門の具体的名称は不明	木屑の受け取りか?		例のごとく、門札等について両内作事奉行へ指示した	上 - 108頁
2月11日	長田村等6ヶ村の130人 木屑受け取り人	門の具体的名称は不明	木屑の受け取り		門札と木屑渡し方について、内作事奉行の中村直孟へ指示した	上 - 108頁
2月15日	芥捨御郡人足97人	門の具体的名称は不明	芥(受け取り)方のことを河合兵九郎 横目足軽へ申し入れる		例のごとく、門札等のごとを、それぞれへ申し渡す	上 - 122頁
4月6日	久五郎、多助(棟梁大工)	門の具体的名称は不明	3月9日の朝に札才許より「角之内制之字」の印札を受け取り諸職人へ渡したが、(その際)1枚紛失した		作事所の「格合」の通り、過料銀1枚を差し出すように申し渡しして許した	上 - 209頁
4月9日	清次郎(作事手合いの鍛冶)	門の具体的名称は不明	昨日、「極ノ字札」を落とした		昨日、清次郎が「極ノ字札」を落としたことを、山瀬専右衛門(歩横目)・中村団助(横目足軽)が報告した。程なく、この札があったことを山瀬専右衛門が報告した。	上 - 222頁
8月1日	吉助(町方御造営懸り番徒)	門の具体的名称は不明	昨日の朝、門札を作事定方大工に又貸したことが露見した		糺すことを町奉行へ申し遣わし組合預かりを申し付けた。表向きは一通り不届きで咎があるように申し遣わし、内分には肝煎の幸蔵をもって預かりになるように申し遣わした。	下 - 1頁
10月13日	森間材、村東旭、喜多北泉斎(絵師)	作事所入口門	役所へ出る時に無札にて門を通ることの願い		許可(門番へ申し渡すように作事奉行へ指示)	下 - 104頁

10月18日	作事所の諸職人	門の具体的名称は不明	昨夕、作事所の諸職人の門札1枚が見えなかった	調べるため、作事奉行全員と村田恒升(内作事奉行) 金谷建尚(内作事奉行) 中村直孟(内作事奉行) 高山伊左衛門(作事所横目)が予定外に出てきて、夜九つ時(深夜12時頃)過ぎに退出した。 今朝、この門札の「角内副之字之分」を竹の間懸りの大工である中居村の政右衛門という者が、宮城下の草摺角積がある間より拾い出し、棟梁の久七へ渡したことを、昨日の泊り(番の横目足軽・小原金大夫が報告した。	下 - 113頁
11月3日	森下村の金右衛門手合いの肝煎	桐木門の外	桐木門の外で門札1枚を拾ったが、これは森下村の金右衛門手合いの肝煎が黒部材木持方にて落としたものであった	以後のことを嚴重に申し渡してこの門札を渡した	下 - 124頁
11月5日	町手合いの諸職人	門の具体的名称は不明	町手合いの諸職人は門札として「通之字札」を1000枚受け取ったが、1枚を紛失した	城代へ通知し、早速代札を渡すように作事奉行へ申し遣わしたことを岩田盛昭(金沢町奉行)より申し越した	下 - 127頁
11月5日	-	門の具体的名称は不明	昨日夕に紛失した町手合いの門札は、今朝十間長屋の木積がある間にあった	作事所等へそのことを届けた旨を肝煎の与右衛門が出て報告した	下 - 128頁
12月1日	-	門の具体的名称は不明	昨日紛失した門札が木屑の内から出た	昨日紛失した門札が木屑の内から出たことについて、詮議(結果)は追って報告する予定であると小堀頼之(作事奉行加人)が報告した	下 - 130頁
12月1日	作兵衛(棟梁)	門の具体的名称は不明	昨日の暮頃に作兵衛(棟梁)が門札を失った	今日の明け方七つ時(午前4時頃)過ぎに門札才許棟梁の与右衛門より門札1枚を紛失した、との説明があったと辰巳吉郎(横目足軽)が報告した	下 - 131頁

12月1日	諸職人	門の具体的名称は不明	-	昨日の暮頃に作兵衛(棟梁)が門札を失ったため、今朝は諸職人は替札にて門を通行することは差し支えない旨を小堀頼之(作事奉行加入)が報告した	下 - 131頁
12月1日	市大夫(棟梁)	門の具体的名称は不明	-	前述した門札の落とし主はわからず、棟梁の市大夫は(門札の)取扱い不行届きにより、町会所において咎があるように申し遣わす旨を作事奉行が報告した	下 - 131頁
12月2日	越中屋甚右衛門(日用頭手合い日用)	土橋門	昨日八つ時(午後2時頃)頃、土橋門にて門札を落とした	この落とした門札を番所で拾いあげておいたが、軽率である、として町奉行へ申し遣わしたことを長谷川一久(作事奉行加入)が報告した	下 - 133頁

上表の典拠欄における、「上 - 頁」、「下 - 頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

表3

文化7年4月21日に作事奉行の手合いで今回御祝いを頂戴した者 (『御造営方日並記』より)

作事奉行・浅加作左衛門等	5人	御造営方屋根棟梁等	3人
同所横目・高山伊左衛門等	両人	左官棟梁	24人
内作事(奉行)・金谷佐大夫等	5人	畳棟梁	15人
買手方与力・渡辺左兵衛等	3人	大工肝煎等	8人
寺社方修理才許与力・久世伝三郎等	6人	建具師棟梁	両人
御大工頭・大西久左衛門等	両人	表具師棟取	3人
御大工・井上庄右衛門等	13人	鉛延板師	3人
御壁塗・堀越左源太等	6人	鉛水干師	1人
御造営御作事方横目足軽	8人	鍛冶肝煎	1人
御作事所留書足軽	3人	日用頭	6人
同御造営の分	4人	宮腰御材木肝煎、岡持才許、伝馬肝煎等	6人
御作事所御門番人足軽	?人	町方大工棟取	12人
桐木御門脇入口番足軽	4人	(藩主の)引き移り以後より懸りの大工、及び、前々より続いて出ている(大工)	758人
御作事所前入口番足軽	4人	屋根葺	87人
河北御門外入口番足軽	4人	左官	44人
元御細工所入口番足軽	4人	板批	37人
二の丸大工丁場諸職人たばこ吞所火番足軽	4人	木挽	201人
御作事所小遣	8人	建具師	43人
御造営御作事方定小遣	10人	表具師	74人
日懸小遣	4人	鍛冶	30人
御作事所釜小屋番人小者	?人	日用	21人
安房守殿 = 年寄・本多政礼 家来紙細工御雇	4人	御造営方と御作事所の定御用聞町人	?人
御扶持方大工	20人	表具方御雇足軽共	2人
棟梁	67人	同小者	13人
御造営棟梁	48人	合計	1,799人
屋根棟梁	27人		

そのほか、御扶持人十村沼保村・彦四郎、同人のせがれ・次郎左衛門

図1 各通行ルートの設定



『探訪ボックス【城3】中部の城』(小学館、1980年、261頁)より引用(一部加筆した)。